

太田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

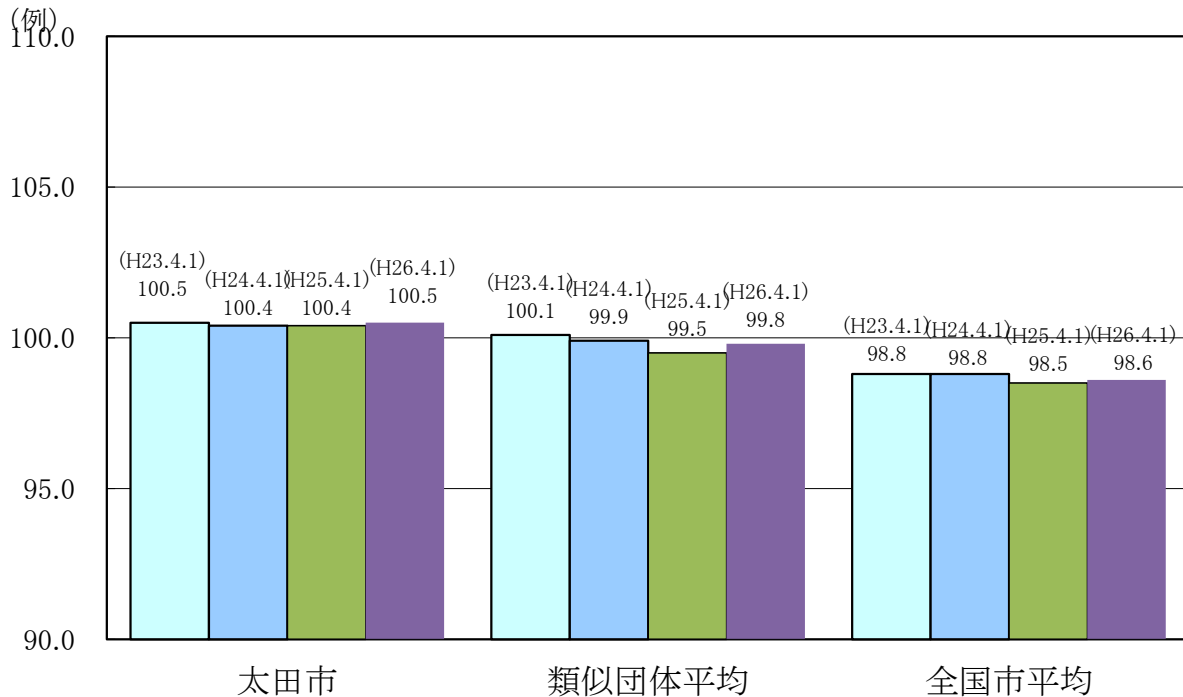
区分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 220,643	千円 72,468,479	千円 1,869,174	千円 13,117,656	% 18.1	% 19.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 1,451	千円 5,491,817	千円 1,199,592	千円 2,119,713	千円 8,811,122	千円 6,072	千円 6,245

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

現給保障未廃止、55歳以上の昇給未停止、昇格対応表見直しを国より1年遅れて実施していることがラスパイレス指数の増加理由である。
現給保障廃止について検討段階であり、ラスパイレス指数の適正化に努めている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
-	-	-	(- %)	-	-	0.27

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

(注) 太田市は人事委員会を設置していないため、未記載とする。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
-	-	-	-	-	-	4.10

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(注) 太田市は人事委員会を設置していないため、未記載とする。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

群馬県人事委員会勧告において総合的見直しの実施を見送る方針が決定したため、県内市町村の実施状況等を総合的に検討した結果、当市における見直しの実施を見送る方針を決定した。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、太田市においても3%を支給。
(実施時期)総合的見直しによる国基準の変更がなかったため、従前から引き続きの実施。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%
太田市の支給割合	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	45.1 歳	347,400 円	415,914 円	396,212 円
群馬県	43.5 歳	344,262 円	414,273 円	375,209 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	326,667 円	415,305 円	374,667 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
太田市	52.9 歳	53 人	355,522 円	396,344 円	381,549 円	—	—	—	—
うち清掃職員	51.4 歳	9 人	356,849 円	400,460 円	386,722 円	廃棄物処理業	44.7 歳	288,100 円	1.39
うち学校給食員	55.4 歳	16 人	357,320 円	381,073 円	374,531 円	調理師	44.7 歳	245,400 円	1.55
うち用務員	51.7 歳	5 人	356,043 円	384,166 円	379,066 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.93
群馬県	50.0 歳	122 人	334,513 円	405,429 円	369,253 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	47.8 歳	170 人	325,647 円	387,357 円	363,034 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
太田市	—	—	—
うち清掃職員	6,193,499 円	3,939,100 円	1.57
うち学校給食員	6,102,485 円	3,350,100 円	1.82
うち用務員	6,166,794 円	2,747,000 円	2.24

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

③-1 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	39.3 歳	365,167 円	414,756 円
群馬県	44.8 歳	395,643 円	449,364 円
類似団体	44.5 歳	388,753 円	447,966 円

③-2 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	46.6 歳	348,442 円	392,285 円
群馬県	44.5 歳	382,068 円	423,985 円
類似団体	41.3 歳	322,144 円	374,829 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	41.1 歳	327,036 円	411,863 円	378,282 円
類似団体	39.5 歳	314,448 円	407,205 円	362,864 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等をおを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		太田市	群馬県	国
一般行政職	大学卒	177,300 円	177,300 円	172,200 円
	高校卒	143,400 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	139,000 円	- -
	中学卒	- 円	- 円	- -
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	大学卒	- 円	197,900 円	- -
	高校卒	- 円	- 円	- -
小・中学校(幼稚園)教育職	大学卒	- 円	197,900 円	- -
	高校卒	- 円	- 円	- -
消防職	大学卒	204,500 円	- 円	- -
	高校卒	164,700 円	- 円	- -

(注) 技能労務職員については、平成16年度以降採用していない。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

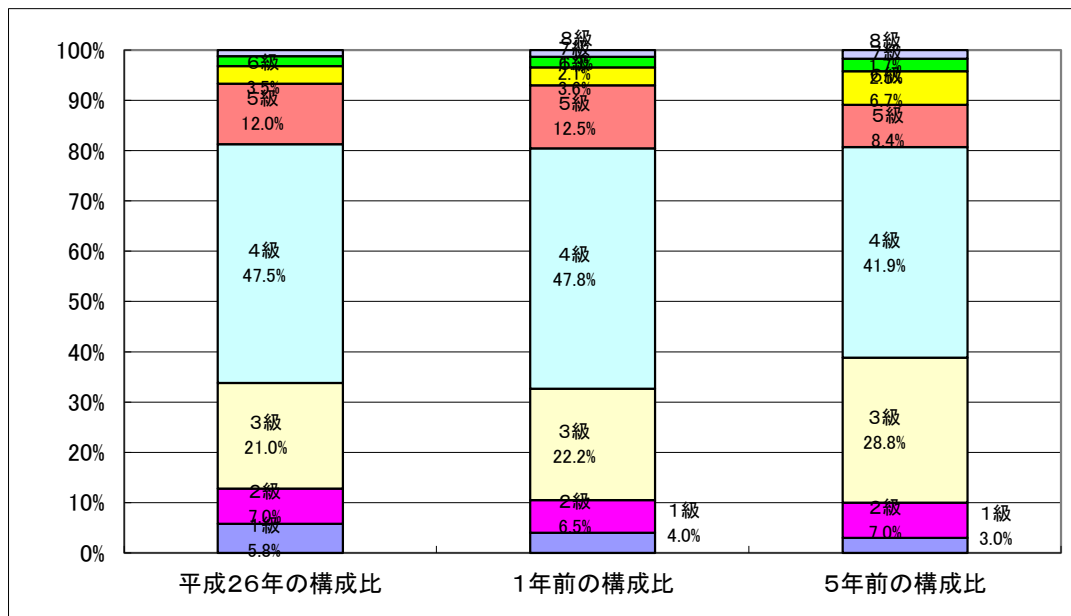
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	275,700 円	362,538 円	374,567 円	393,443 円
	高校卒	227,700 円	321,900 円	368,200 円	376,100 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	323,500 円	363,900 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	359,900 円
教育職	大学卒	311,600 円	406,274 円	414,467 円	445,391 円
消防職	大学卒	267,950 円	356,900 円	382,200 円	409,375 円
	高校卒	235,500 円	322,300 円	351,800 円	383,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事 主事補	52 人	5.8 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事	63 人	7.0 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任	188 人	21.0 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐 係長 係長代理 主査	426 人	47.5 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長 課長補佐	108 人	12.0 %	289,200 円	400,600 円
6 級	参事	31 人	3.5 %	320,600 円	422,600 円
7 級	副部長	18 人	2.0 %	366,200 円	456,200 円
8 級	部長	11 人	1.2 %	413,000 円	478,200 円

- (注) 1 太田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績の評定の実施状況
 地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 昇給への勤務成績の反映状況
 勤務成績の評定を実施しているが、昇給への勤務成績の反映には至っていない。
 現在、昇給への勤務成績の反映に向け検討している段階である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

太 田 市		群 馬 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,551 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,661 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 無し		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 1 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施。
- 2 昇給への勤務成績の反映状況
勤務成績の評定を実施しているが、勤勉手当の支給にかかる人事評価が未実施であるため、成績率に差を設けず一律の支給(75/100)を行っている。
勤務実績に応じた成績率による勤勉手当の支給に向けて、人事評価制度を平成27年度に試行。

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

太 田 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
1人当たり平均支給額	17,735 千円	23,134 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			203,207 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			132,210 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
太田市	3 %	1,508 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレ指数 (ラスパイレ指数)			100.5 (100.5)

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。
(補正前のラスパイレ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)				26,790 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				73,801 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)				23.6 %
手当の種類(手当数)				14
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫又は処理業務に従事した職員		0 千円	日額 500円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人の保護又は救護作業に従事した職員		0 千円	1件 1,500円
	行旅死亡人の収容作業に従事した職員		0 千円	1体 5,000円
清掃作業手当	清掃作業(ごみ及びし尿等の収集運搬(ごみ運搬車等を使用した場合に限る。)、焼却若しくは処理等の作業又は河川及び水路の清掃作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		865 千円	日額 500円
	7月1日から9月30日までの期間に清掃作業に従事した職員		469 千円	日額 750円
	12月29日から翌年1月3日までの期間(この期間と連続する週休日を含む。)にごみ及びし尿等の収集運搬、焼却又は処理等の作業に従事した職員		65 千円	日額 1,000円
	動物等の死体処理作業に従事した職員		188 千円	1件 300円
危険害虫駆除手当	スズメバチの駆除作業に従事した職員		237 千円	1件 1,000円
有毒物取扱作業手当	健康を害するおそれがあると認められる程度の毒薬又は劇薬(市長が指定するものに限る。)を使用して、病害虫駆除作業又は消毒作業に従事した職員		0 千円	日額 300円
給食作業手当	給食調理員が給食調理の作業に従事したとき、及び給食調理の実地指導に従事する栄養士が実際に給食調理作業に従事したとき。		306 千円	日額 90円
道路上作業手当	道路上作業(道路上において、舗装作業等道路の維持及び修繕に関する作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		844 千円	日額 400円
	7月1日から9月30日までの期間に道路上作業に従事した職員		253 千円	日額 600円
	現業を行う職員が、道路上作業に従事したとき(別に定める職員の区分に応じ支給する。)	班長	90 千円	月額 2,500円
		副班長	0 千円	月額 2,000円
主任		70 千円	月額 1,000円	
下水道施設作業手当	下水道施設のしゅんせつ、清掃、保安点検等に従事した職員または水洗便所改造工事に伴い、著しく不快な調査、実施指導に従事した職員		46 千円	日額 400円
災害作業手当	災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、動員命令により現場作業に従事した職員		1 千円	日額 500円
公害調査等業務手当	公害に関する調査、測定等又は環境汚染有害物質等の試験検査の業務に従事した職員		138 千円	日額 300円
緊急出動手当	職員が、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務を免除されている場合において、市民の生命や生活に支障を来すおそれがある災害又は事件若しくは事故(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあるため、緊急に勤務を命じられて現場に出動し(事前に災害等が予測されるため勤務命令を受けていた者を除く。)、又は職場に出動し業務に従事したとき。		213 千円	1回 500円
救命バイク搭乗員業務手当	救急活動業務(訓練等を除く)に従事した職員		2 千円	日額 200円
救急救命士業務手当	救急救命士のみが行える救急処置(訓練等を除く)を実施したとき		82 千円	1回 700円
深夜特殊業務手当	交替制勤務を正規の勤務としているもので、午後10時から翌日5時までの間に深夜業務に従事した職員		12,860 千円	2時間以上 550円
			2,553 千円	2時間未満 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	202,458 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	230 千円
支給実績(24年度決算)	193,018 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	216 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1)1人目 ・配偶者がいる場合 6,500円 ・配偶者がいない場合 11,000円 (2)2人目以降 6,500円 3 特定年齢にある子 1人につき5,000円加算	同		210,143 千円	242,939 円
住居手当	自ら居住するための住居を 借り受け家賃を支払っている 職員又は自己所有する 職員に支給する 1 借家・借家の場合 家賃の額に応じて支給 上限27,000円 家賃が12,000円を超え る場合に限る 2 自己所有住宅の場合 1,000円 (H25:2,000円)	一部異なる	自己所有 住宅で廃 止後、経過 措置で支 給がある。 自己所有 住宅で新 築又は購 入後、5年 を経過して も支給して いる	81,174 千円	91,207 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給 (月額55,000円を限度) 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 2km未満 支給なし 2km以上 4km未満 3,000円 4km以上 6km未満 4,300円 6km以上 8km未満 4,500円 8km以上10km未満 5,000円 10km以上15km未満 6,700円 15km以上20km未満 9,100円 20km以上は国と同じ	一部異なる	交通用具 利用者の 20km未満 の区分及 び手当額 が異なる	84,936 千円	62,315 円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る一定範囲の職員に対し て、その特殊性に基づいて 支給する ・部長、消防長 94,000円(84,600円) ・副部長、消防次長 77,400円(69,660円) ・参事 72,700円(65,430円) ・主幹、課長、署長 62,300円(56,070円) ・課長補佐、分署長補佐 出張所長 55,500円(49,950円) ・係長 46,300円(43,985円) ・係長代理 31,700円(30,115円)	異なる	平成22年4 月から平成 25年9月ま での間、課 長補佐以 上10%、係 長以下5% の割合で支 給額を減額	354,298 千円	577,032 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年 末年始の休日等において 正規の勤務時間中に勤務 することを命ぜられた職員 には、その間に勤務した時 間に対して、勤務1時間に つき、勤務1時間当たりの 給与額の100分の135を休 日勤務手当として支給する	同じ		70,251 千円	45,618 円

(注) ()内は、減額後の支給額である。

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	909,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		(1,010,000	円)	1,130,000	円/	463,500	円
	副 市 長	855,000	円				
		(円)	950,000	円/	637,000	円
報 酬	議 長	560,000	円	770,000 円/ 527,400 円			
		(円)				
	副 議 長	515,000	円	720,000 円/ 466,000 円			
		(円)				
	議 員	485,000	円	670,000 円/ 438,800 円			
		(円)				
	市 長	(25年度支給割合)					
期 末 手 当	副 市 長	3.95	月分				
	議 長	(25年度支給割合)					
	副 議 長	3.95	月分				
	議 員						
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額) (支給時期)			
		給料月額×在職月数48月×支給率60/100		29,088,000円	任期毎		
	副 市 長	給料月額×在職月数48月×支給率35/100		14,364,000円	任期毎		
	備 考	※市長の給料減額は、平成27年3月までの間。					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

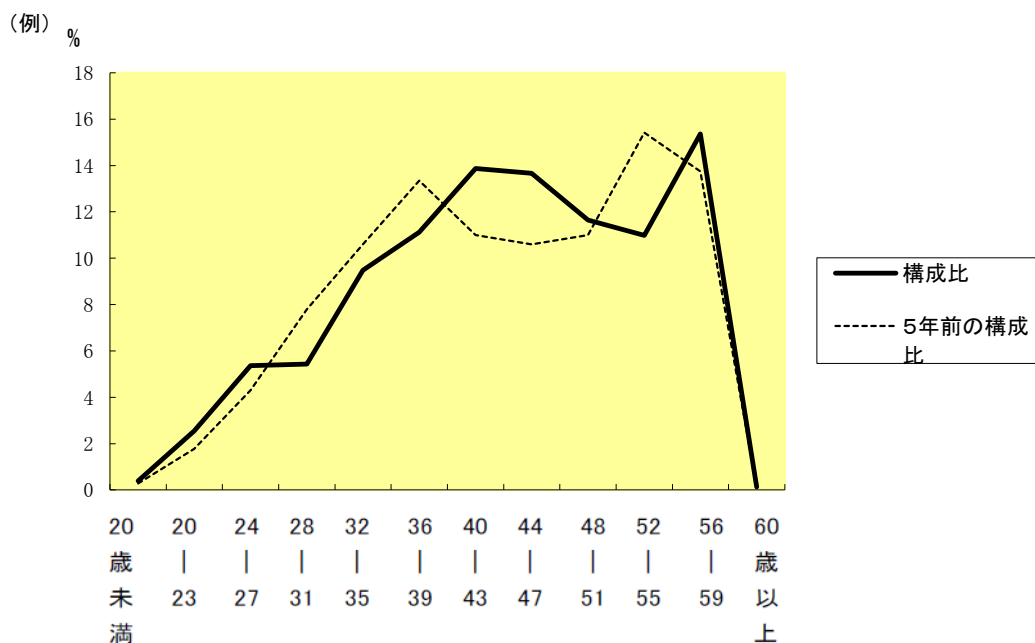
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	議 会	12	12	0		
	一 般 行 政 部 門	総務	243	242	△ 1	事務の統廃合による減
		税務	87	86	△ 1	事務の統廃合による減
		民生	141	136	△ 5	事務の統廃合による減
		衛生	95	92	△ 3	事務の統廃合による減
		労働	4	4	0	
		農林水産	49	49	0	
		商工	24	21	△ 3	事務の統廃合による減
	土木	151	150	△ 1	事務の統廃合による減	
	計	806	792	△ 14	<参考> 人口1万人当たり職員数 35.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 43.43 人)	
	教育部門	305	300	△ 5		
	消防部門	341	337	△ 4		
	小 計	1,452	1,429	△ 23	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.77 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.46 人)	
公 営 会 計 等 部 門	病 院	0	0	0		
	水 道	18	19	1	水道統合準備室の新設に伴う増	
	下 水 道	30	27	△ 3	事務の統廃合による減	
	そ 他	59	55	△ 4	事務の統廃合による減	
	小 計	107	101	△ 6		
合 計		1,559 [1,790]	1,530 [1,790]	△ 29 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.34 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	6人	39人	82人	83人	145人	170人	212人	209人	178人	168人	235人	2人	1,529人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	919	881	852	819	806	792	△127(△13.82%)
教育	344	337	342	327	305	300	△44(△12.79%)
消防	344	343	342	344	341	337	△7(△2.03%)
普通会計計	1607	1561	1536	1490	1452	1429	△178(△11.08%)
公営企業等会計計	138	130	120	114	107	101	△37(△26.81%)
総合計	1745	1691	1656	1604	1559	1530	△215(△12.32%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 4,180,745	千円 228,524	千円 116,742	% 2.8	% 3.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 18	千円 73,417	千円 14,708	千円 28,617	千円 116,742	千円 6,486

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
太田市	43.2 歳	359,874 円	525,131 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

太 田 市	市町村平均（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(25年度) 1,590 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 無し

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

太田市に含めて掲載します。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		2,527 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		140,376 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
太田市	3 %	19 人	3 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	97 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	8,050 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	66.7 %			
手当の種類(手当数)	4			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急出動手当	上下水道局職員	水道施設等の事故又は市民の生命や生活に支障を来すおそれがある災害や事件等が発生し、又は発生するおそれがあるため、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務が免除されているときに、緊急に勤務を命じられて出勤又は出勤し業務に従事した職員	4 千円	1回 500円
緊急出動作業手当	上下水道局職員	職員が、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務が免除されているときに、緊急出勤命令により出勤し現場作業に従事したとき。	18 千円	1回 1,500円
有毒物等取扱作業手当	上下水道局職員	職員が、健康を害する恐れがあると認められる程度の毒薬又は劇薬（管理者が指定するものに限る。）及び放射線等を使用して、作業に従事したとき。	0 千円	日額 300円
道路上作業手当	上下水道局職員	職員がその者の職務として、常時道路上において交通を遮断することなく、配水管等の修繕及び断水工事等によるバルブ開閉作業に従事したとき。	75 千円	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	1,034 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	103 千円
支給実績（24年度決算）	860 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	72 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		2,818 千円	216,731 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		822 千円	82,200 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		1,090 千円	60,552 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		5,123 千円	640,433 円
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同		3 千円	180 円